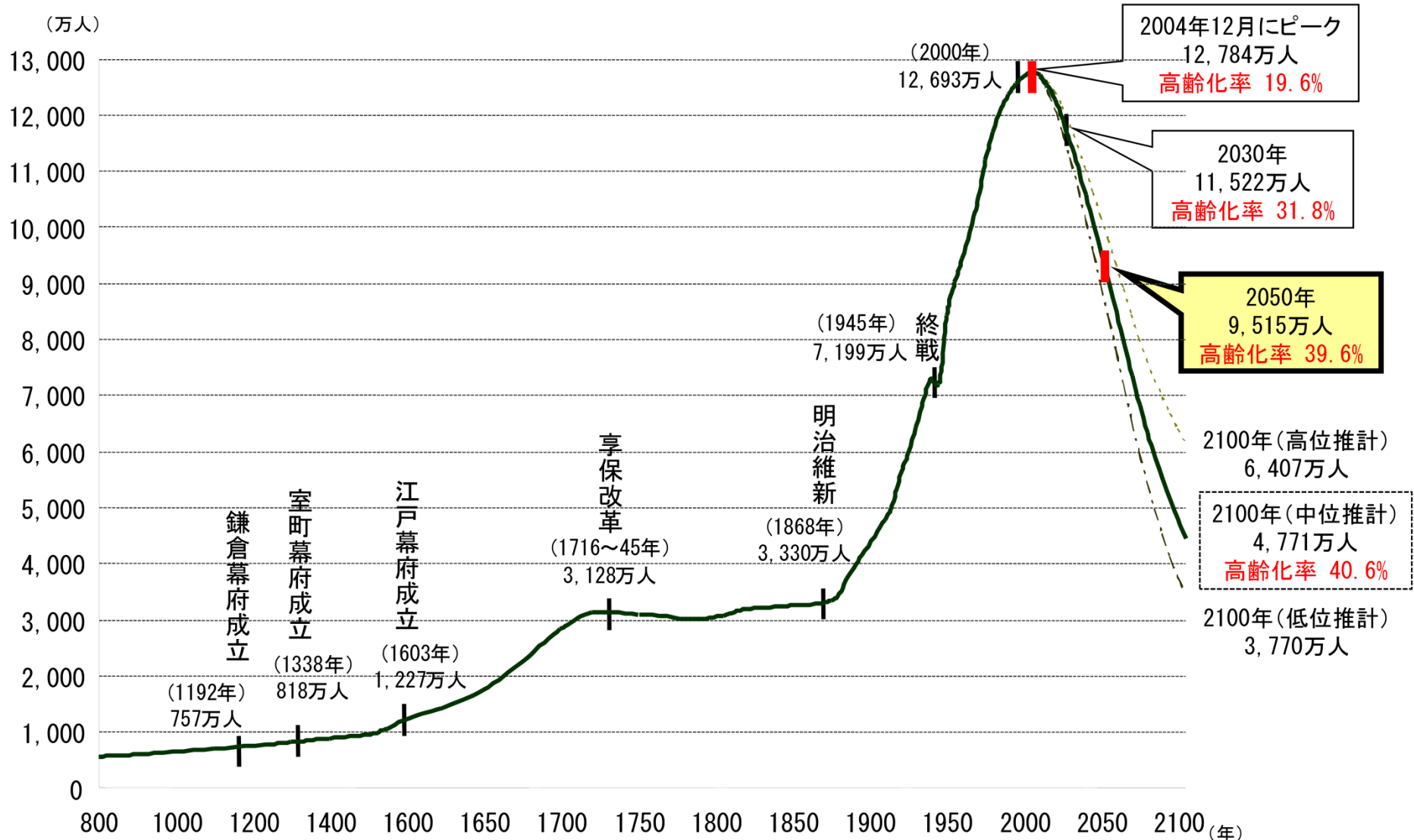


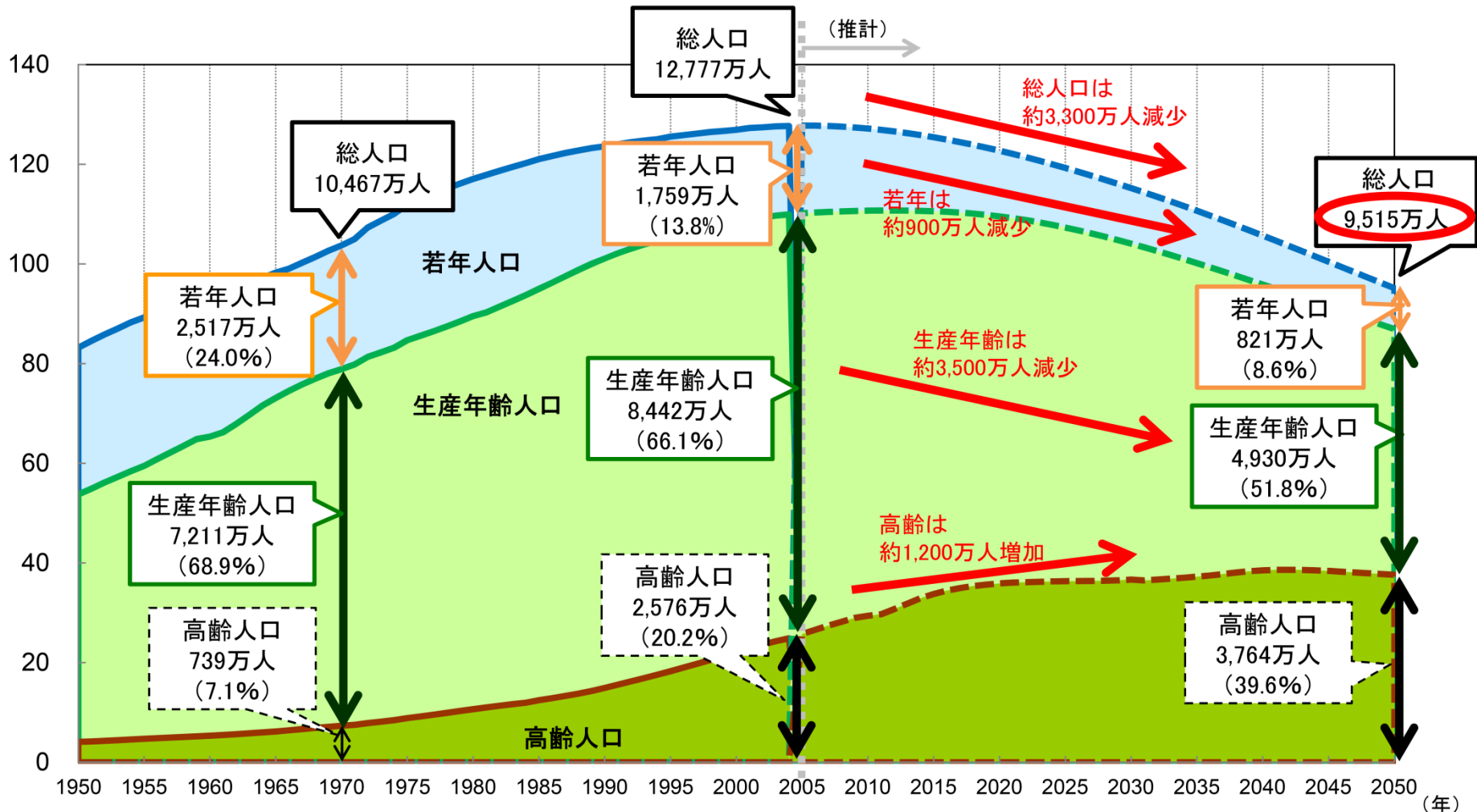
# 我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



# 我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



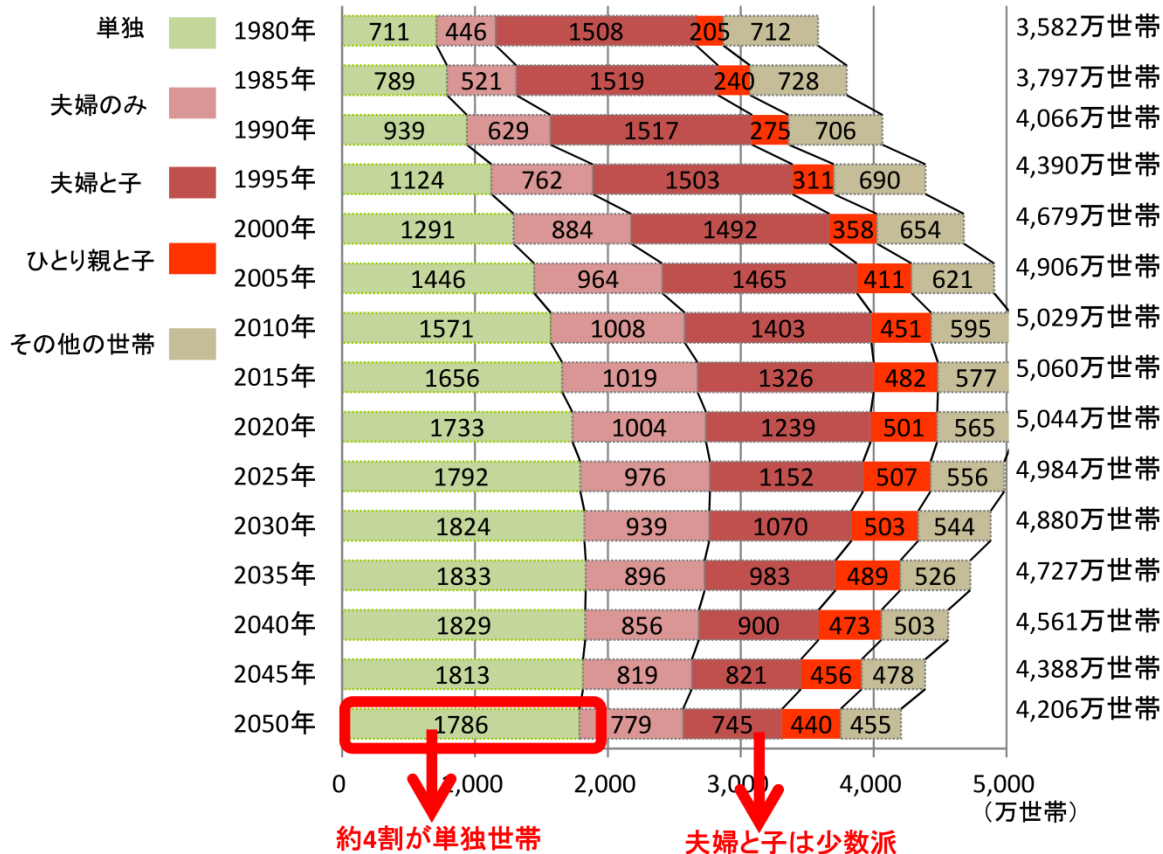
(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口  
 (注2) ( )内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている  
 (注4) 1950～1969、1971年は沖縄を含まない

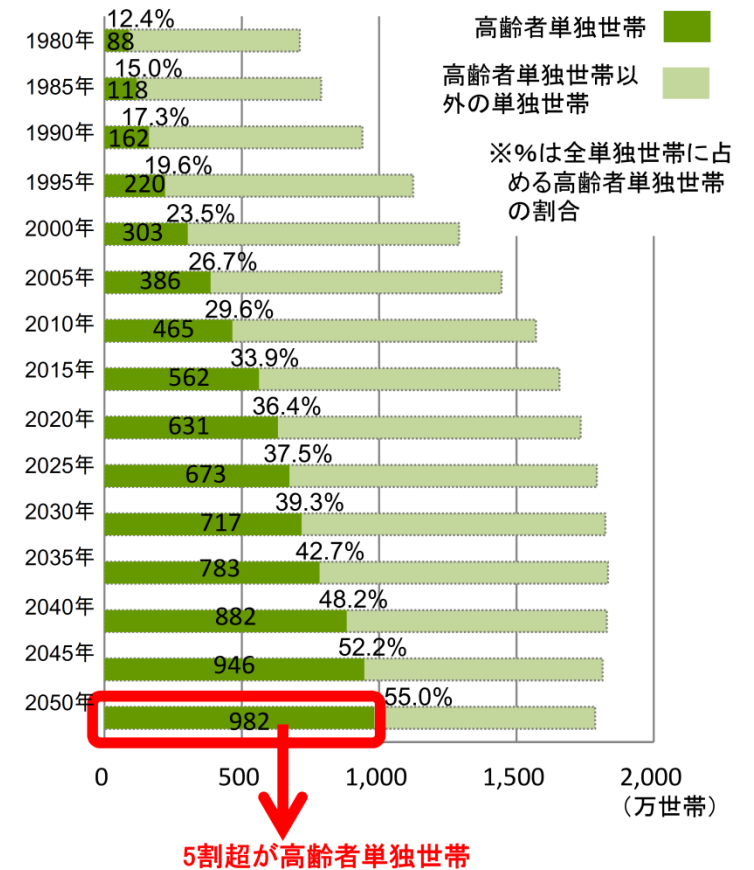
# 世帯数の推移

○ これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。

### 世帯類型別世帯数の推移



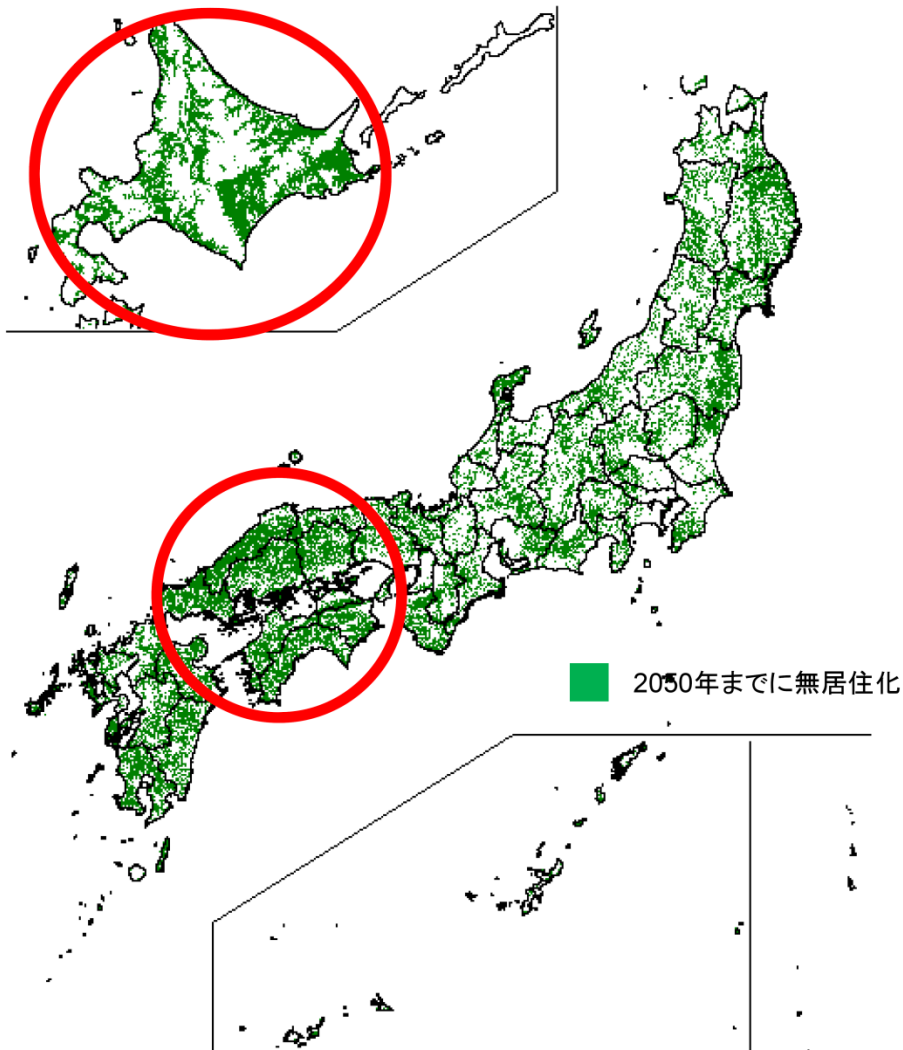
### 単独世帯数の推移



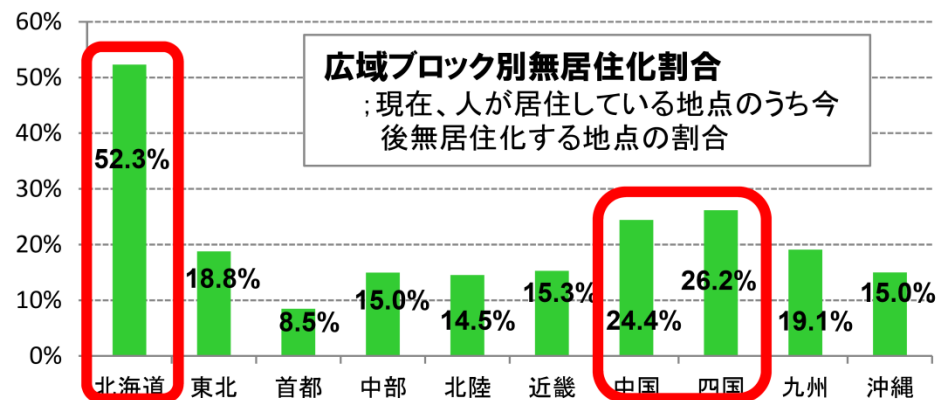
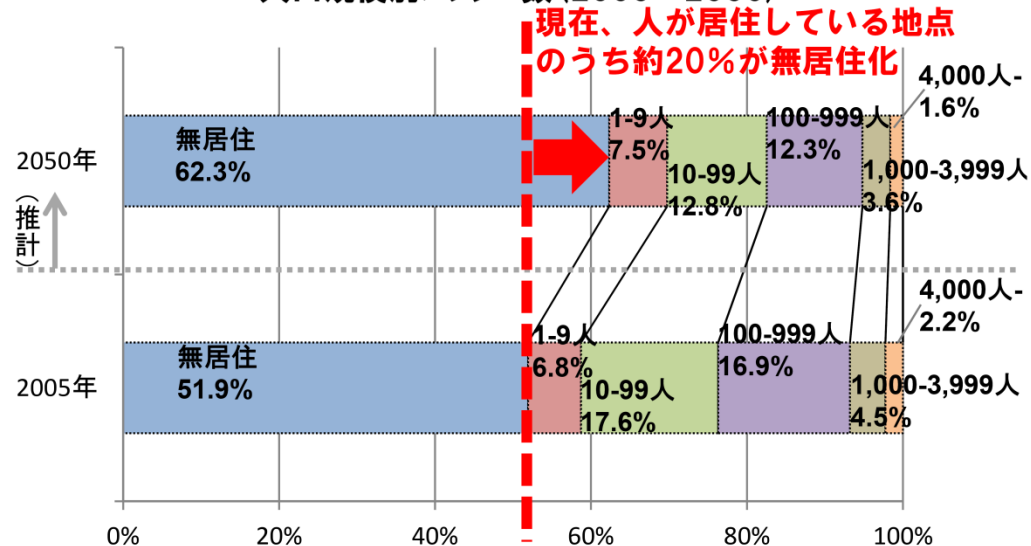
# 居住地・無居住地の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。

2050年までに無居住化する地点



人口規模別メッシュ数 (2005→2050)



# 基礎自治体の行政サービス提供体制

～第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日総理手交）～

## ◎ 新たな広域連携

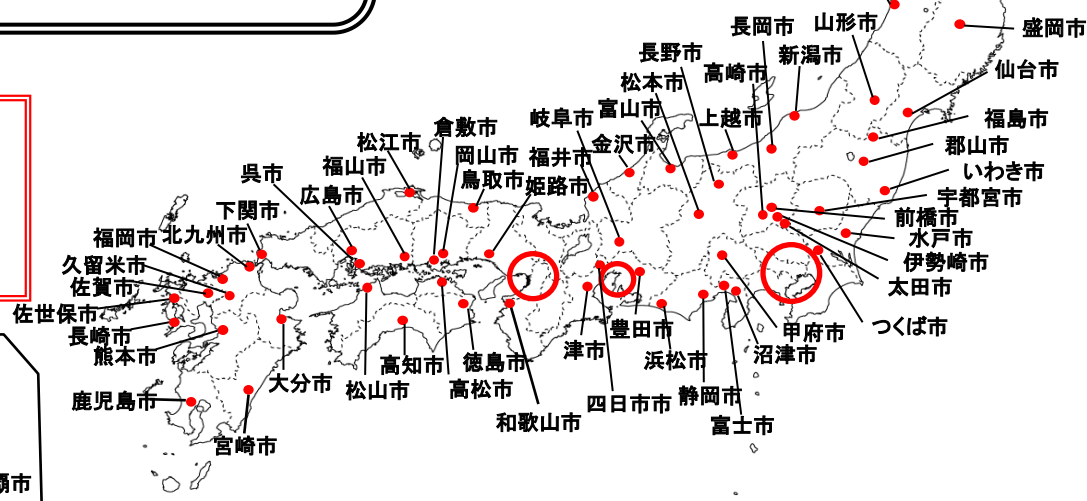
### 地方圏

- ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携（地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置）
- ・それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏（人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域）の取組を一層促進
- ・地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

### 三大都市圏

- ・同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

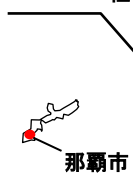
地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化



○ は、三大都市圏

● は、地方中枢拠点都市のイメージ

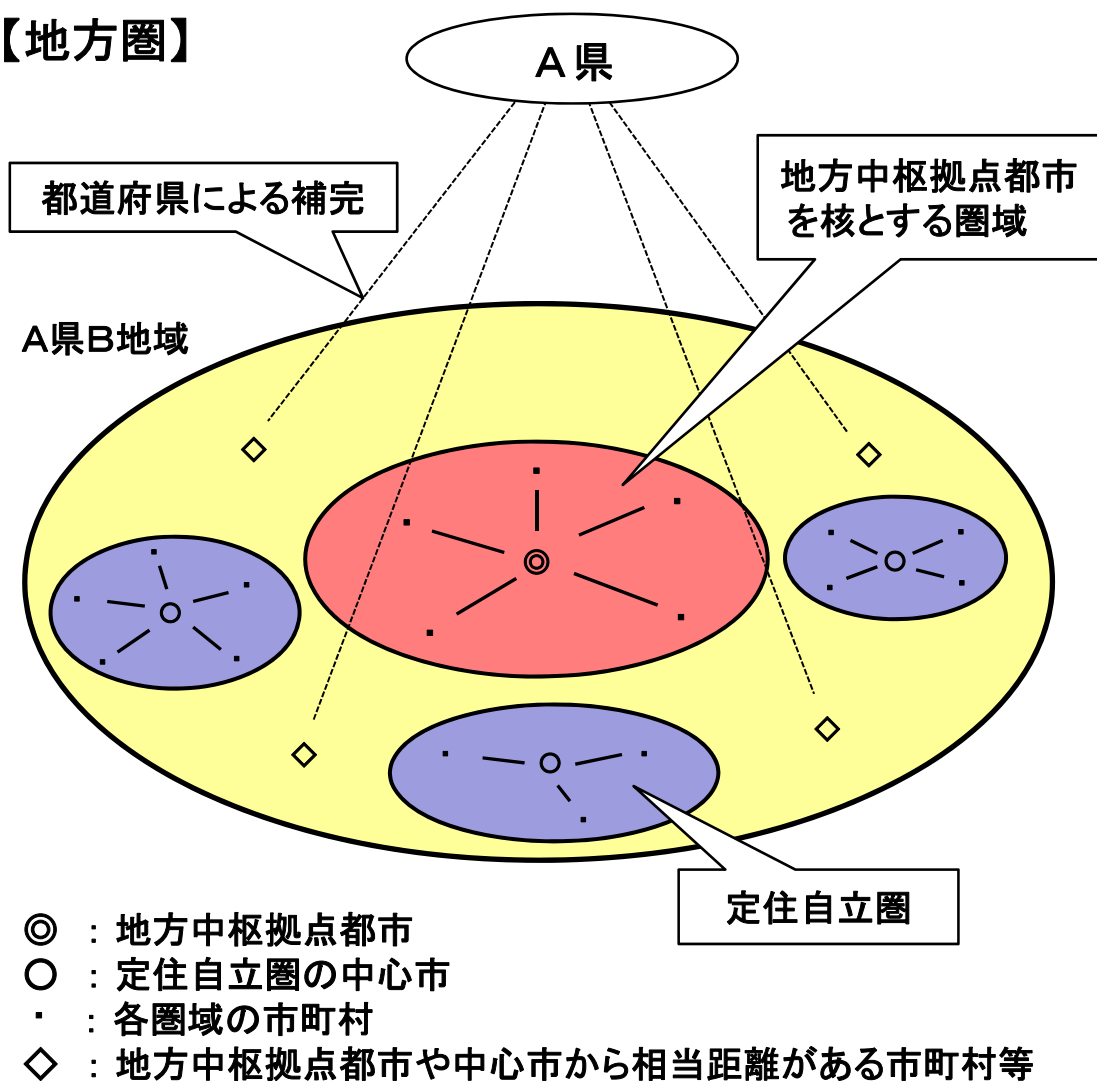
- ① 地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）、② 昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市



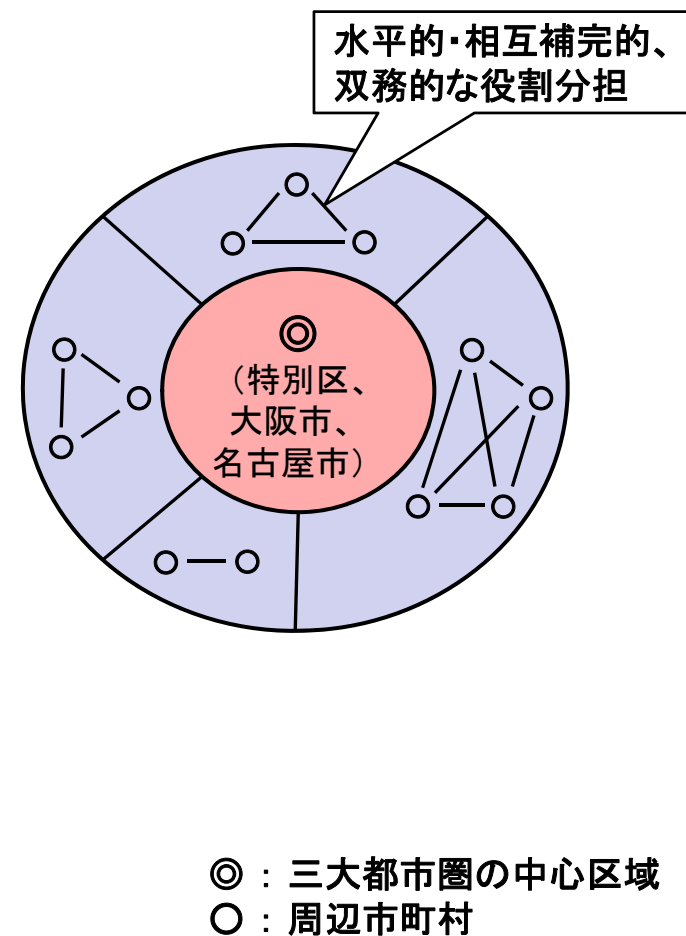


## 新たな広域連携イメージ図(市町村間の広域連携と都道府県による補完)

### 【地方圏】



### 【三大都市圏】



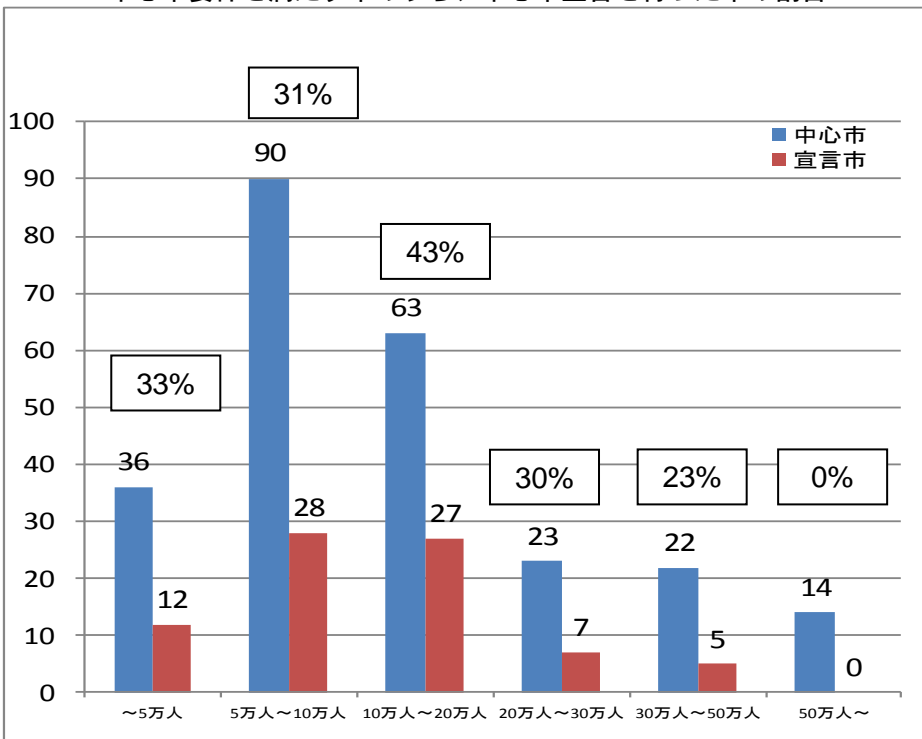
# 人口規模別の定住自立圏の取組状況（平成25年4月1日現在）

## 人口規模別の中心市宣言の状況

○人口規模別の中心市宣言率（※）は、次のとおり。

・人口 5万人未満	・ ・ ・	33%
・人口 5万人以上～10万人未満	・ ・ ・	31%
・人口10万人以上～20万人未満	・ ・ ・	43%
・人口20万人以上～30万人未満	・ ・ ・	30%
・人口30万人以上～50万人未満	・ ・ ・	23%
・人口50万人以上	・ ・ ・	0%
・全体	・ ・ ・	32%

※中心市要件を満たす市のうち、中心市宣言を行った市の割合

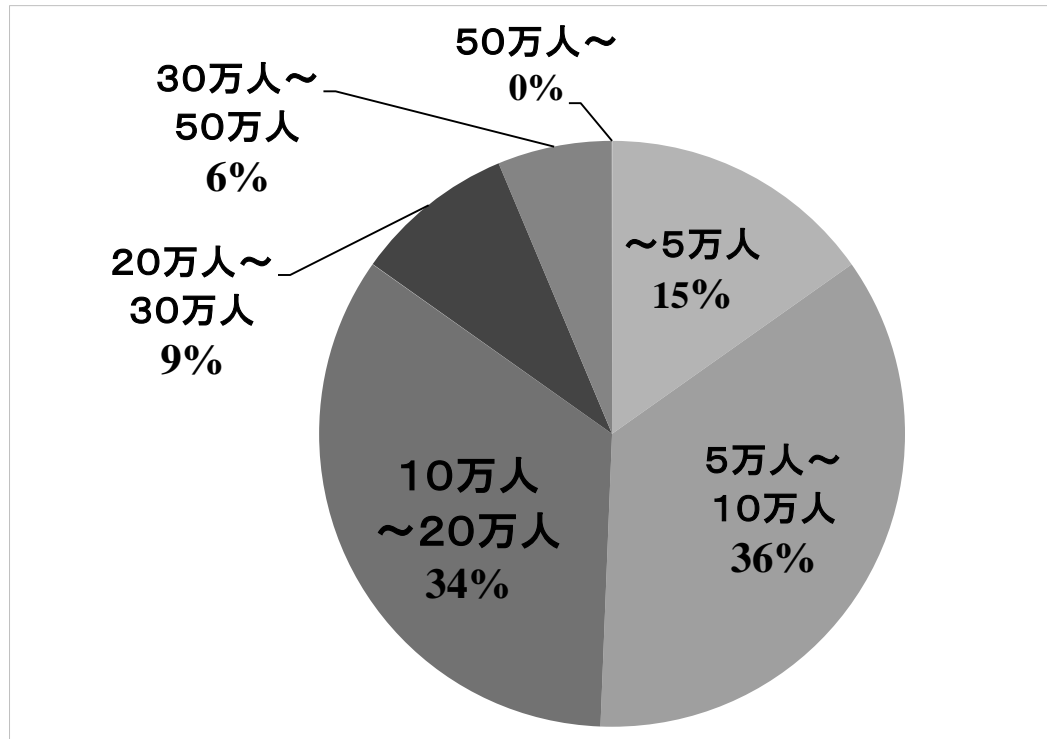


## 宣言済み中心市79市の人口規模

（※人口4万人未満の複眼型中心市を除く。）

○宣言済み中心市の平均人口は約13万人。

・人口5万人未満の市の割合	・ ・	15% (12市)
・人口5万人以上～10万人未満の市の割合	・ ・	36% (28市)
・人口10万人以上～20万人未満の市の割合	・ ・	34% (27市)
・人口20万人以上～30万人未満の市の割合	・ ・	9% (7市)
・人口30万人以上～50万人未満の市の割合	・ ・	6% (5市)
・人口50万人以上の市の割合	・ ・	0% (0市)



## 指定都市の中心市宣言の状況

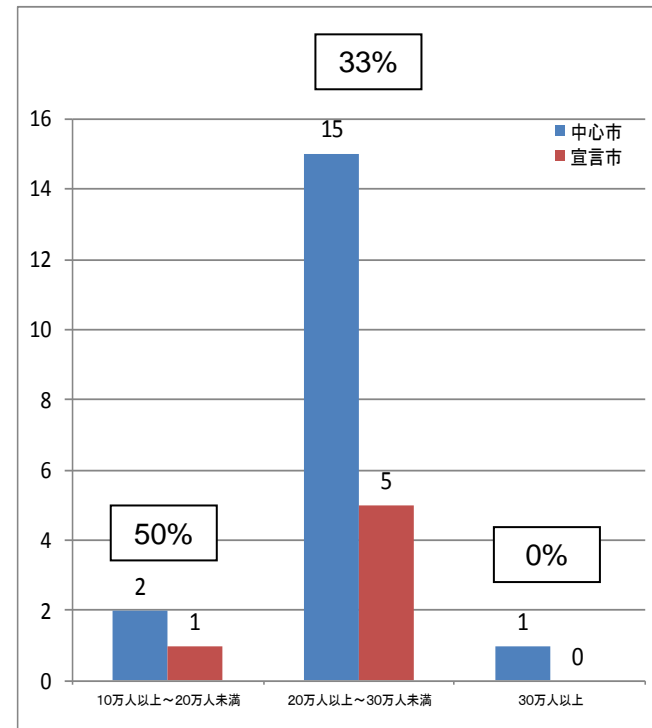
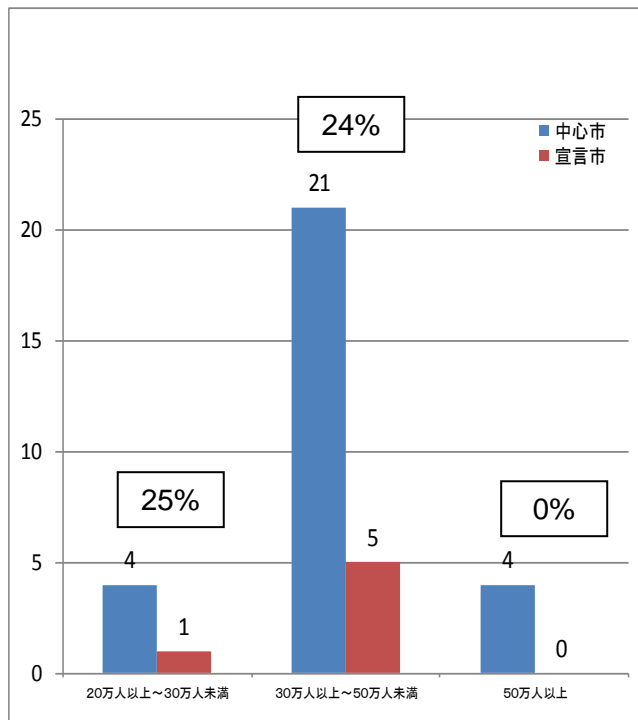
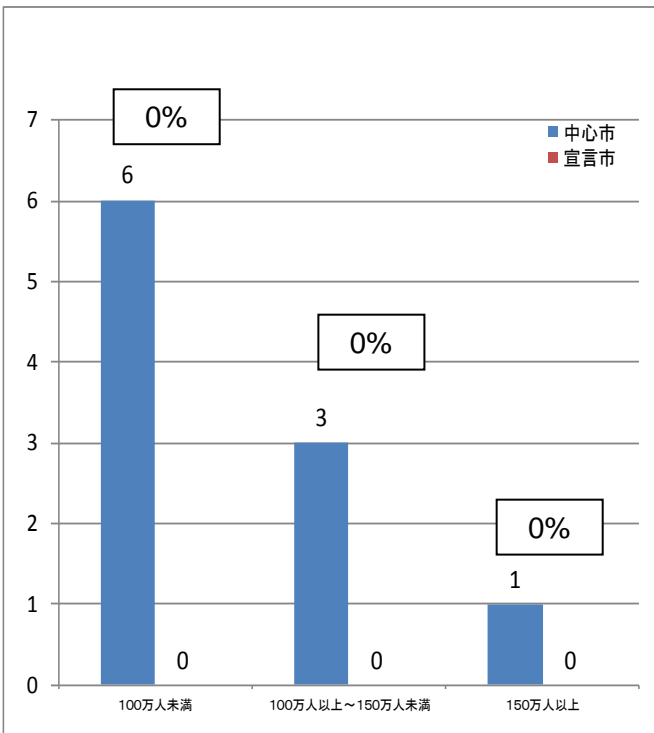
- 指定都市のうち、中心市要件を満たす市は20市中10市。
- 中心市要件を満たす10市のうち、中心市宣言を行った市はない。
- 人口規模別の中心市宣言率（※）は、次のとおり。
  - ・人口100万人未満 0%
  - ・人口100万人以上150万人未満 0%
  - ・人口150万人以上 0%

## 中核市の中心市宣言の状況

- 中核市のうち、中心市要件を満たす市は42市中29市。
- 中心市要件を満たす29市中6市（21%）が中心市宣言済み。
- 人口規模別の中心市宣言率（※）は、次のとおり。
  - ・人口20万人以上～30万人未満 25%
  - ・人口30万人以上～50万人未満 24%
  - ・人口50万人以上 0%

## 特例市の中心市宣言の状況

- 特例市のうち、中心市要件を満たす市は40市中18市。
- 中心市要件を満たす18市中6市（33%）が中心市宣言済み。
- 人口規模別の中心市宣言率（※）は、次のとおり。
  - ・人口10万人以上～20万人未満 50%
  - ・人口20万人以上～30万人未満 33%
  - ・人口30万人以上 0%



※中心市要件を満たす市のうち、中心市宣言を行った市の割合。

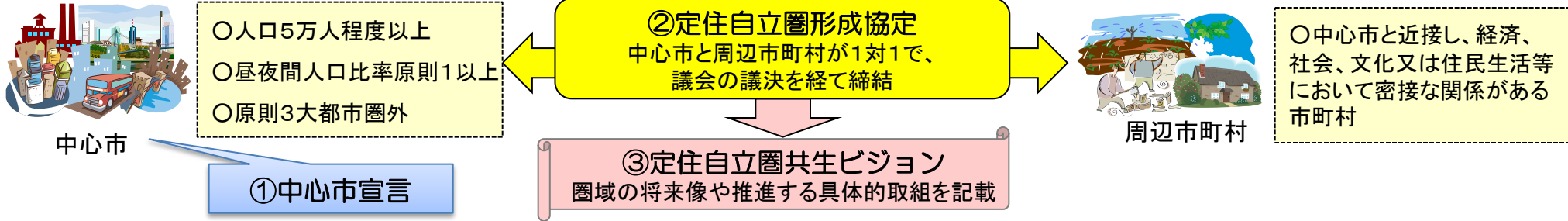


# (参考) 定住自立圏構想

## 基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

## 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・ 包括的財政措置（中心市4,000万円程度、周辺市町村1,000万円）
- ・ 外部人材の活用（3年間、700万円上限）、地域医療（措置率8割、800万円上限）に対する財政措置 等

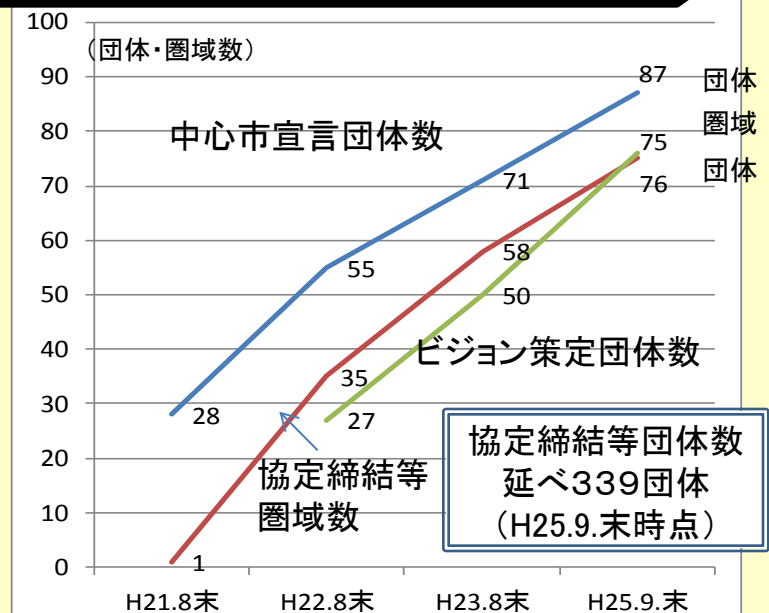
### 地域活性化事業債

圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当（充当率：90%、交付税算入率：30%）

### 定住自立圏等推進調査事業

圏域全体の活性化を目指した分野横断的な取組を重点的に支援し、先進事例を構築（H25予算：140百万円）

## 定住自立圏構想の取組状況



# 条件不利地域の市町村における主な事業

○ 条件不利地域の市町村のうち、合併団体であるA町・B町・C町(いずれも過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域に指定)の市町村建設計画に掲げられている事業は以下の通り。

分野	項目	A町(人口:約2,400人 職員数:約90人)	B町(人口:約5,800人 職員数:約120人)	C町(人口:約5,400人 職員数:約100人)
国土保全・インフラ	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易水道事業の推進</li> <li>合併処理浄化槽設置事業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム建設計画の推進</li> <li>上下水道の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の整備</li> </ul>
	土木・河川・環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の実施</li> <li>河川整備、砂防事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全、共生、活用</li> <li>水源の保全、河川浄化、整備</li> <li>森林の維持と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全</li> <li>河川の保全と活用</li> <li>森林、里山の保全と活用</li> </ul>
	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路、生活道路等の整備</li> <li>代替バス事業等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路網の整備</li> <li>公共交通の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通網の整備</li> </ul>
	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の整備</li> <li>住宅、公園、コミュニティ施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の整備</li> </ul>
	情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報インフラの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報、通信基盤の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報、通信の整備</li> </ul>
厚生福祉・環境衛生	保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所の運営</li> <li>救急医療体制及び健康づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、医療体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、医療の充実</li> </ul>
	福祉・保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、高齢者、障害者等の福祉の向上</li> <li>介護保険事業の推進</li> <li>国民健康保険事業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者施策の充実</li> <li>地域福祉の充実</li> <li>子育て支援の充実</li> <li>社会保障制度の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者、児童福祉の充実</li> <li>地域福祉の推進</li> <li>母子、父子世帯福祉の充実</li> <li>低所得者福祉の充実</li> </ul>
	環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみリサイクルシステムの充実</li> <li>し尿処理システムの充実</li> <li>不燃ごみの処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会の構築</li> <li>環境衛生対策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境衛生の充実</li> </ul>
産業振興・雇用	産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林業の振興</li> <li>商工業の振興</li> <li>観光業の振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業の振興</li> <li>商工業の振興</li> <li>観光、レクリエーションの振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水畜産業の振興</li> <li>商工業の振興</li> <li>観光、レクリエーションの振興</li> <li>新産業の創出</li> </ul>
	雇用		<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の確保と安定</li> </ul>	
教育・文化・スポーツ	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習の推進</li> <li>教育環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習社会の形成</li> <li>学校教育の充実、青少年の健全育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習の推進</li> <li>学校教育の充実</li> </ul>
	文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動施設の充実</li> <li>郷土資料館の建設</li> <li>伝統行事の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯スポーツの振興</li> <li>地域文化の継承と創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化、スポーツの充実</li> </ul>
消防・防災	消防・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災計画の見直し</li> <li>消防団の再編等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防、防災、防犯体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防、防災の強化</li> </ul>
行財政改革	行財政改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政改革大綱及び定員適正化計画の策定</li> <li>本庁舎、支所の効率的運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立する自治体経営の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政運営の効率化</li> <li>財政基盤の強化</li> </ul>
その他	定住・コミュニティ・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の建設</li> <li>自治会の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定住対策の推進</li> <li>コミュニティ活動の支援</li> <li>住民と行政の連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定住対策の充実</li> <li>コミュニティの形成</li> <li>住民との協働、住民活動の支援</li> </ul>
	国際・人権・男女共同参画		<ul style="list-style-type: none"> <li>交流活動の推進</li> <li>人権尊重のまちづくり推進</li> <li>男女共同参画社会の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際化への対応</li> <li>人権を尊重する人づくりの推進</li> <li>男女共同参画社会の推進</li> </ul>

※ この他に、住民基本台帳、戸籍、選挙、徴税等、市町村の存立に不可欠な事務及びこれに密接に関連する事務を処理。

# 条件不利地域の市町村の事務処理体制の状況（事例D村）

D村 行政機構図

人口：約900人

平成24年12月現在

組織		人員	
村長			
副村長 (参事)			
総務課	課長	1	(1)
	課長補佐	1	(1)
	係長	2	(2)
	担当	2	(2)
	計	6	(6)
住民課	課長	1	(1)
	課長補佐	1	(1)
	係長	1	(1)
	担当	1	(1)
	計	4	(4)
保健福祉課	課長	1	(1)
	課長補佐	1	(1)
	係長	2	(2)
	担当	1	(1)
	保健師	2	(1)
	計	6	(6)
診療所	所長(医師:非常勤)	1	(1)
	事務長(看護師)	1	(1)
	事務長補佐	1	(1)
	看護師	1	(1)
	計	4	(4)
建設課	課長	1	(1)
	課長補佐	2	(1)
	係長	2	(2)
	担当	1	(3)
	計	6	(7)
環境清美室	室長(課長補佐)	1	(0)
	業務員	1	(0)
	計	2	(0)

会計管理者	会計課	課長 担当	1 1	(1) (1)	
		計	2	(2)	
議会	議会事務局	事務局長 担当	1 1	(1) (1)	
		計	1	(2)	
教育委員会	教育長	教育委員会事務局	教育次長 係長 担当	1 1 2	(1) (2) (2)
			計	4	(5)
		人員計	35	(36)	
	幼稚園		3	(3)	
	小中学校		1	(3)	
	給食センター			(2)	
			0	(1)	
		定管調査職員数	39	(45)	

※ 教育長は定員管理調査の対象。非常勤の診療所長は対象外(+1名-1名)

※ 選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・固定資産評価委員会事務局は、総務課で兼務。また、農業委員会事務局は、建設課で兼務。

※ 土木技師、建築技師、司書・学芸員、栄養士、保育所保育師、ケースワーカー、農林水産関係技師は設置なし。

※ ( )書きは平成21年1月現在。

D村の組織・職員配置状況

課名	職員数	事務数	(係・グループ)	業務内容(共同処理・民間委託の状況)	担当
総務課	6		総務・財政グループ	基金管理運営	①
課長	①	17	③	寄付採納	①
課長補佐	②	7	⑤	予算編成	①②
係長	③	6	⑥	執行管理	②
係長	④	5	企画グループ	財政計画	①②
主事	⑤	12	④	村債及び一時借入金	②③
主事補	⑥	10	⑥	セキュリティポリシー	⑤
				地方交付税	③
				財政関係調査報告	③
				ふるさと納税(定額給付含む)	④
				電子計算(システム維持:一部民間委託)	⑤
				情報通信	⑤
				町村会	①
				渉外	①
				公印管守	①
				儀式及び表彰	①
				職員の任命	①
				服務(公平委員会:委託)	①
				財産管理	①②
				区長会	①
				監査委員	①
				行政相談員	①
				給与(退職手当:一組)	⑤
				共済組合(公務災害:一組)	⑤
				職員研修(職員研修:一組)	⑤
				学典関係	⑤
				情報公開(個人情報保護含)	②⑤
				法令の審査及び公布	⑤
				文書管理	③
				領票	⑤
				選挙	⑤
				消防・防災(消防:一組)	③
				庁舎管理(清掃:一部民間委託)	③
				広報	⑥
				村長車運転業務	⑤⑥
				公用車両管理	⑤⑥
				文書收受	⑤⑥
				観光及び宣伝(観光施設管理:民間委託)	①④
				商工業振興	①④
				地域振興	①④
				過疎計画策定	④
				交通	⑥
				防犯(地域安全)	⑥
				統計調査(一部民間委託)	②
				計量	⑥
				文化・スポーツ施設管理	⑥
				世界遺産	⑤
				物産展	⑤

課名	職員数	事務数	(係・グループ)	業務内容(共同処理・民間委託の状況)	担当
住民課	4		住民グループ	村人権・同和問題協議会事務局長	①
課長	①	15	②	課市町村・郡協議会会計事務	①
課長補佐	②	19	③	〇〇地区税務協議会(地方税部会含む)	①
係長	③	18	④	租税教育推進協議会	①
主事	④	16	税務グループ	予算	①
			①	条例改正(税関係)	①
			②	普通交付税(収入)	①
			③	人権擁護	①
			④	更正保護	①
				COKAS-R/AD(住民情報システム)関連	②
				予算(住民関係)	②
				条例改正(住民関係)	②
				戸籍	②
				住基	②
				印鑑登録	②
				外国人登録	②
				葬祭時手続事務	②③④
				戸籍住民事務連絡会	②
				戸籍住基等回答事務	②
				窓口業務(ごみ袋販売含む)	②③④
				労働行政	③
				消費者行政	③
				行路病死人	③
				女性政策	④
				文書受付事務	④
				ゴミ袋在庫管理	④
				村人権・同和問題「啓発連協」事務局長補佐	②
				村民集會	②③④
				人権擁護委員、保護司	②
				ヒューマンフェスティバル	②③④
				村人権・同和問題「啓発連協」事務局	③
				課税徴収全般	②
				固定資産管理(国土調査関連、土地家屋管理台帳管理)	②
				軽自動車税	②
				予算(税)	②③
				固定資産税	③
				消費税全般(地方消費税、特会申告)	③
				諸税及び交付金の管理	③
				村部税務研究会	③
				県村民税、税申告	④
				法人税	④
				国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療料徴収	④
				使用料徴収(水道、下水道、住宅)	④
				税照会の回答事務	④
				窓口業務	①③④
				滞納整理全般	①
				滞納処分(搜索、差押、インターネット公売、換価等)	①③④
				滞納金管理	③
				地方税徴収対策会議	①
				納税交渉(電話催告、訪問催告、面接、分納計画等)	①③④
				財産調査	①③④

<b>保健福祉課</b>	6		福祉グループ	直営診療所	①
課長	①	10	③	社会福祉協議会	①
課長補佐	②	3	④	歯科診療所	①
係長	③	5	地域包括グループ	〇〇地区病院群輪番制	①
<b>係長</b>	<b>④</b>	<b>14</b>	②	国民年金	①
保健師	⑤	11	③	戦傷病者	①
保健師	⑥	11	⑤	遺族会	①
			⑥	追悼式	①
			ほけんグループ	手をつなぐ会	①
			②	いのちの電話	①
			③	民生児童委員会協議会	③
			④	善意銀行	③
			⑤	母子(父子)寡婦福祉	④
			⑥	保育関係	④
				少子化対策	④
				こども手当	④
				児童扶養手当	④
				特別児童扶養手当	④
				児童養育手当	④
				生活保護	④
				地域包括	②
				介護保険事業 (介護認定審査会:広域連合)	②
				老人福祉 (ホームヘルパー、在宅配食:民間委託)	④
				しょうがい者福祉 (障害区分認定審査会:広域連合)	④
				精神保健福祉	④
				更生医療福祉	④
				地域包括支援事業	⑤⑥
				母子保健事業	⑤⑥
				健康づくり事業	⑤⑥
				結核・感染症・予防接種	⑤⑥
				その他の疾病対策	⑤⑥
				後期保健事業(保健事業)	⑤⑥
				国民健康保険事業(保健事業)	⑤⑥
				歯科保健	⑤⑥
				へき地巡回診療	⑤⑥
				おもちゃ図書館	⑤⑥
				食生活改善推進協議会	⑤⑥
				献血	②
				国民健康保険事業(医療給付業務)	③
				後期高齢者医療	③
				老人保健事業(医療給付業務)	③
				福祉医療	④
				日雇労働保険	④
<b>診療所</b>	4			国民健康保険の被保険者の診療	①②③④
所長(医師)	①	2		上記以外の患者の診療	①②③④
事務長(看護師)	②	2			
事務長補佐(事務)	③	2			
看護師	④	2			

<b>建設課</b>	8		事業グループ	文書受付事務	⑦
課長	①	3	①	設計管理全般	①
課長補佐	②	5	②	現場管理	②
<b>課長補佐</b>	<b>③</b>	<b>13</b>	<b>③</b>	村営住宅全般	②
係長	④	3	④	住宅耐震事業全般	②
係長	⑤	9	⑤	土木一般事務	⑤
主事	⑥	3	⑥	村営住宅に係る事務	③
			産業グループ	住宅耐震事業事務	③
				公営住宅事務	③
<b>【環境清美室】</b>				入札及び契約事務	③
課長補佐	⑦	3	④	土木全般(設計積算・現場監督)	⑤
業務員	⑧	1	⑤	急傾斜対策事業	⑤
			⑥	河川、道路占用	⑥
				指名願い受付	⑥
			環境衛生グループ	設計管理全般	①
			②	原木市	①
			③	林業全般	③
			⑤	内水面対策事務	③
			⑥	牧場全般	③
			地籍グループ	冷凍冷蔵庫管理	③
			②	農業全般	⑤
			③	猟友会関係	⑤
			④	設計積算事務	⑤
			⑥	現場管理	⑤
				林道維持管理	⑤
				林業一般事務	⑦
				環境衛生全般	②
				ゴミ収集 (収集:直営 処理:一組)	⑦⑧
				上下水道一般事務	③
				水道施設、浄化槽維持管理 (浄化槽維持:民間委託)	③
				検針業務	③
				水質検査 (一部民間委託)	③
				河川愛護	③
				浄化槽設置設計事務	⑤
				環境衛生一般事務(上下水除く)	⑥
				地籍調査に関する所有者、相続人調査事務	②
				地籍調査全般 (一部民間委託)	④
				土地に関すること	④
				登記事務全般	④
<b>会計課</b>	2			公金の出納及び保管	①②
課長	①	3		現金及び物品の出納	①②
係長	②	3		村の歳入歳出決算	①②
<b>議会事務局</b>	1			議会の運営	①
事務局長	①	1			

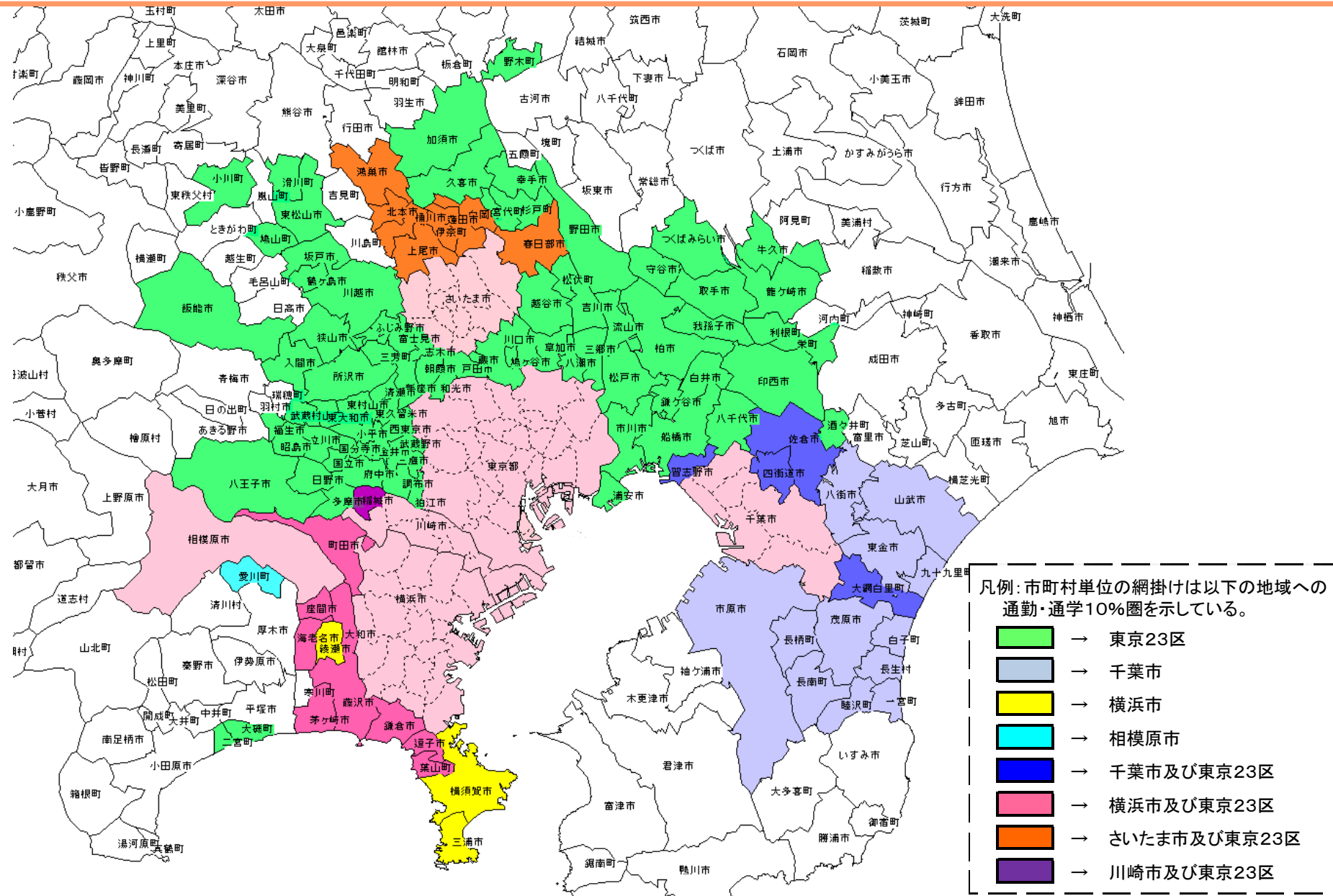
教育委員会	4		教育委員会の会議に関する事。	①
教育次長	①	20	学校(園)、社会教育施設、社会体育施設の設置・廃止に関する事。	①
係長	②	19	教育財産全般の管理に関する事。	①
主事	③	21	教育委員会所属の村費教職員の任免、服務、人事に関する事。	①
主事補	④	9	英語指導助手(IET)の招致事業実施に関する事。	①
			教頭会に関する事。	①
			公印の管守に関する事。	①
			文化財の保存及び活用に関する事。	①
			村史増補の編集に関する事。	①
			情報公開に関する事。	①
			教育委員会規則等の制定改廃に関する事。	①
			教育委員会の歳入歳出予算及び決算に関する事。	①
			教育委員会所属の村費教職員給与に関する事。	①
			学校(園)の施設、設備の管理及び整備に関する事。	①
			県へき地文化鑑賞奨励事業の事務に関する事。	①
			県、市町村教育委員会事務局との関係に関する事。	①
			その他他の係の所管に属しない事務に関する事。	①
			通学バスに関する事。	①
			学校給食に関する事。(食育に関する事。)	①
			臨時職員に関する事。	①
			公用車に関する事。	②
			成人式に関する事。	②
			社会教育委員会等の会議に関する事。	②
			生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事。	②
			文化祭に関する事。	②
			人権教育の推進計画の立案と実施に関する事。	②
			人権教育の研修に関する事。	②
			同和教育推進協議会事務局に関する事。	②
			その他人権教育に関する事。	②
			社会体育施設設備の管理・整備に関する事。	②
			社会体育に関する事。	②
			体育指導委員に関する事。	②
			体育協会事務局に関する事。	②
			その他保健体育に関する事。	②
			放課後子ども事業に関する事。	②
			各学校(園)耐震診断・補強等に関する事。	②
			叙位、叙勲に関する事。	③
			国、県補助金等の事務に関する事。	③
			学級編制の申請に関する事。	③
			就学指導委員会に関する事。	③
			就学奨励金及び通学費補助金に関する事。	③
			要・準要保護児童生徒に関する事。	③
			教育委員会予算の会計事務に関する事。	③
			文書事務及び電算事務に関する事。	④
			施設台帳に関する事。	④
			教育に関する調査統計及び広報に関する事。	④
			教育委員会関係の旅費・報酬に関する事。	④
			教職員の履歴書に関する事。	②
			公立学校共済組合に関する事。	④
			図書及び資料に関する事。(リクエストサービスを含む。)	④

			学齢児童・生徒の就学、入学及び転学に関する事。	④
			教育課程、教科用図書及び教材に関する事。	③
			長期休業中の指導計画に関する事。	③
			教職員の研修に関する事。	③
			公民館その他社会教育施設設備の管理・整備に関する事。	③
			各種社会教育講座、教室の企画及び実施に関する事。	③
			家庭教育に関する事。	③
			社会教育関係団体に関する事。	③
			幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。	③
			学校保健に関する事。	③
			学校安全に関する事。	③
			日本体育・学校健康センターの事務に関する事。	③
			学校(園)の環境衛生に関する事。	③
			教職員の健康管理に関する事。	③
			特別支援教育委員会等に関する事。	③
			スクールバス運行及び運行に関する連絡調整	②
			学校給食配送	②
			給食調理業務	④
			公民館管理	④



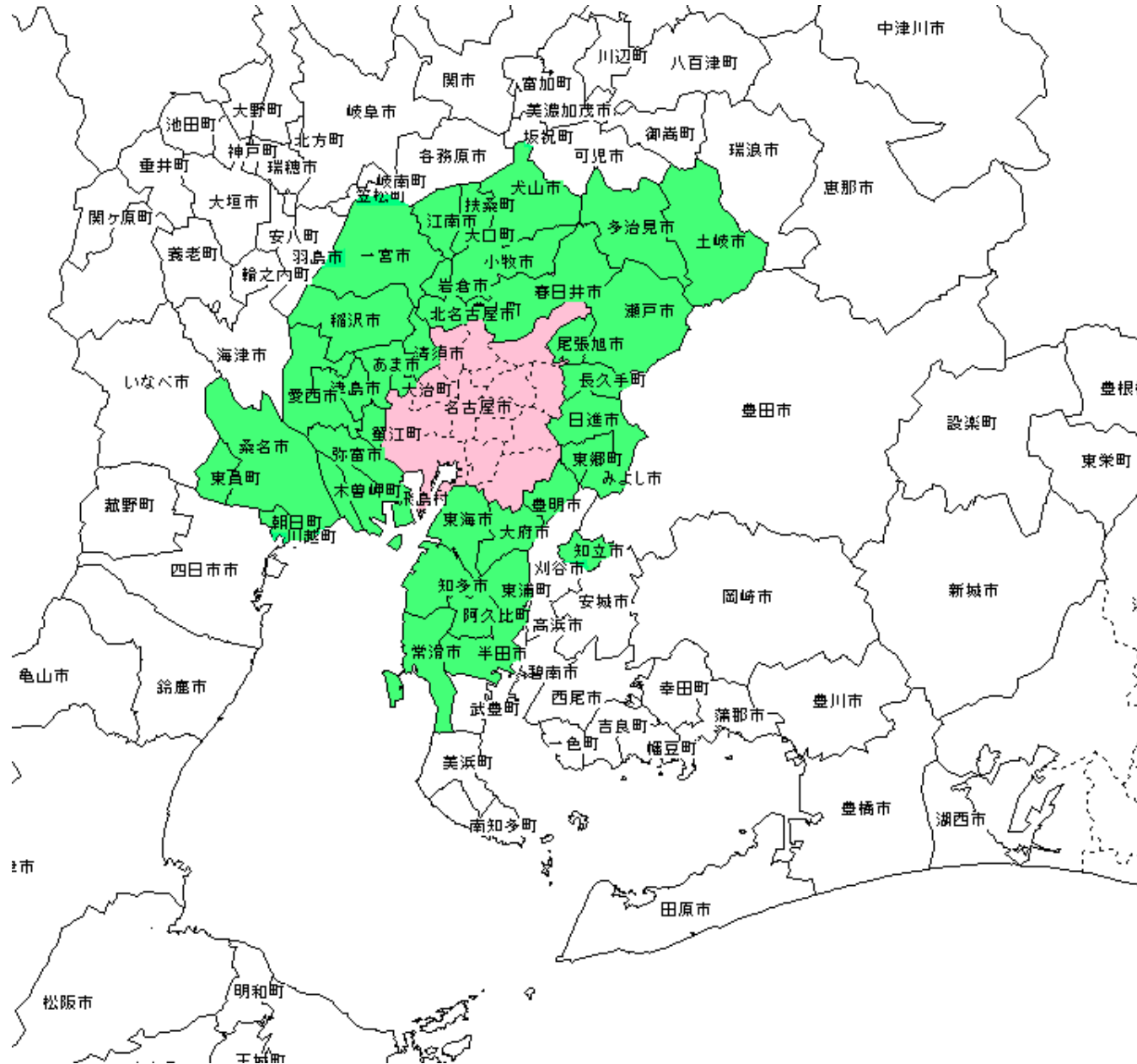
# <大都市圏域関係>

## 東京23区・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏



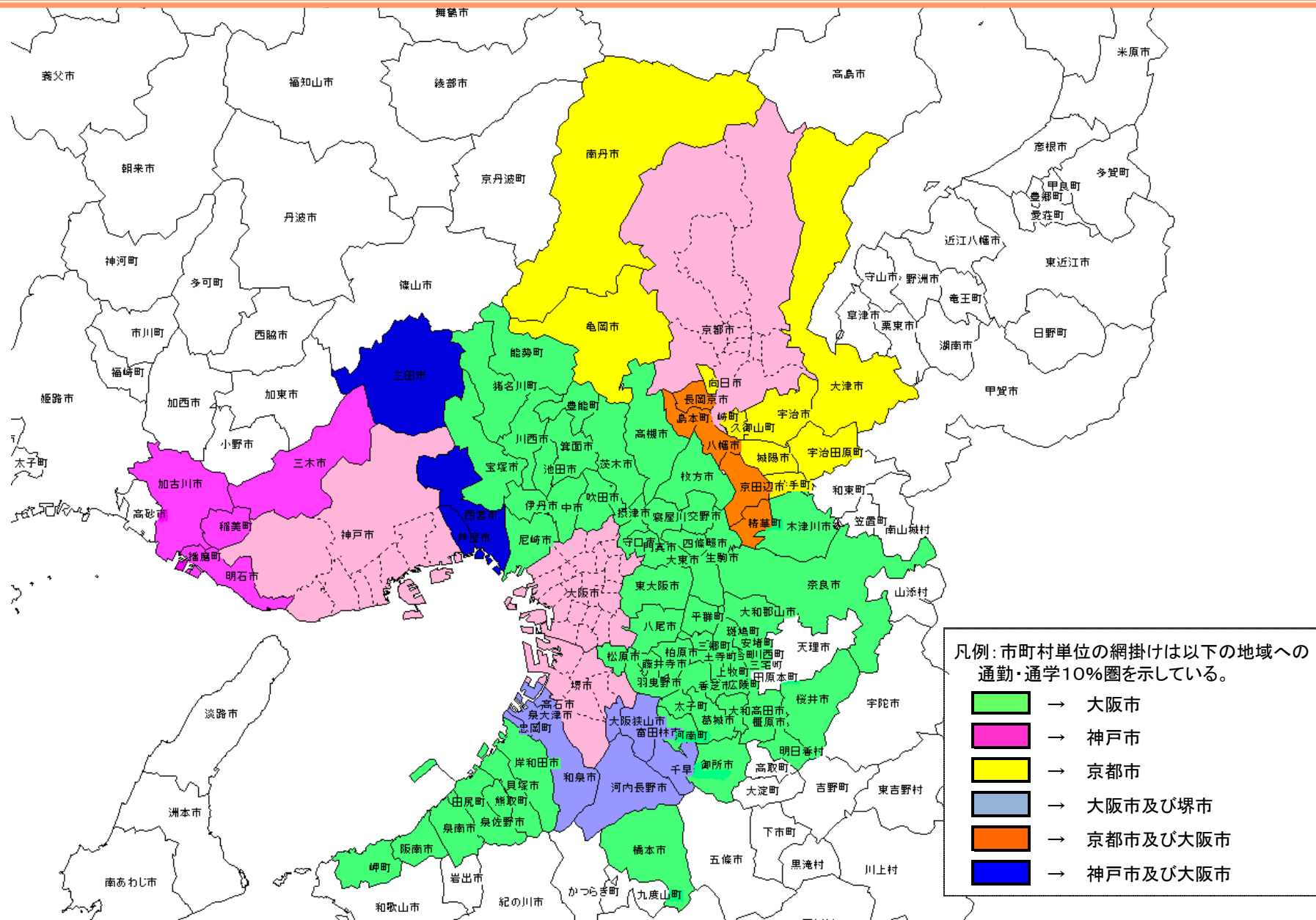
(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。以下の地図画像は「白地図KenMap」の地図画像を編集している。

# 名古屋市の通勤・通学10%圏



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。以下の地図画像は「白地図KenMap」の地図画像を編集している。

# 大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学10%圏

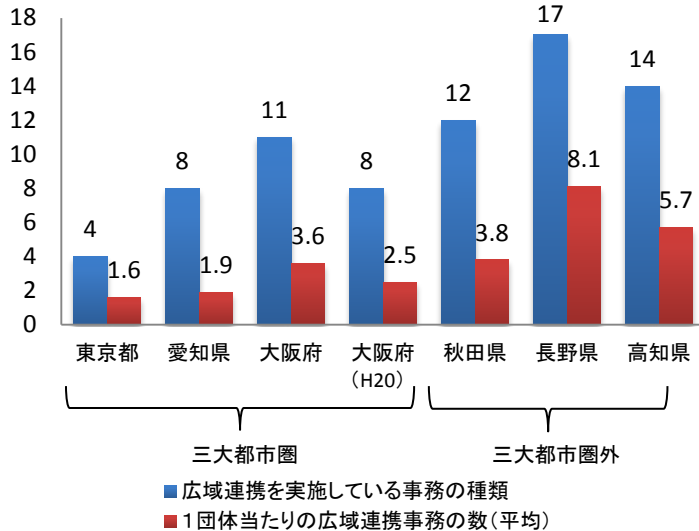


(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。以下の地図画像は「白地図KenMap」の地図画像を編集している。  
 ※ 堺市は大阪市の通勤・通学10%圏である。

# 広域連携の現状（三大都市圏と圏外の比較）

- 市区町村の広域連携の取組状況について、三大都市圏と圏外を比較した場合、特に環境衛生面（ごみ処理、し尿処理等）では、いずれの圏域も広域連携が進んでいる。
- 他方、厚生福祉面（介護保険サービス、老人福祉、障害福祉サービス等）では、三大都市圏よりも圏外の方が、より多くの分野においてより多くの団体が広域連携の取組を進めている。  
※ 大阪府では近年、より多くの分野について、広域連携の取組が進められている。

## 厚生福祉分野における広域連携の状況



(参考) 事務種類ごとの広域連携実施市区町村数

	三大都市圏			三大都市圏外		
	東京都	愛知県	大阪府	秋田県	長野県	高知県
市区町村数 (A)	62	54	43	25	77	34
広域連携を実施している事務の種類	4	8	11 (8)	12	17	14
(1) 病院	14	7			15	2
(2) 診療所		9		5	16	
(3) 結核予防						5
(4) 生活保護	23				17	
(5) 母子福祉					5	5
(6) 児童福祉			19 (3)			5
(7) 介護区分認定審査	2	12	14 (14)	14	77	29
(8) 介護保険施設サービス				11	56	24
(9) 介護保険(その他)		4	9 (3)	3	53	11
(10) 地域包括支援センター		4	3 (3)		6	5
(11) 老人福祉施設			2 (2)	9	61	23
(12) 老人福祉(その他)			10 (0)	4	44	
(13) 障害区分認定審査		5	11 (11)	7	77	29
(14) 障害福祉サービス(介護給付)			4 (0)	3	19	8
(15) 障害福祉サービス(訓練等給付)				3	24	5
(16) 障害者福祉(その他)			10 (0)	3	19	10
(17) 看護学校		6			3	
(18) 後期高齢者医療	62	54	43 (43)	25	77	34
(19) 救急・土日医療			28 (28)	7	53	
広域連携を実施している事務処理団体数 (1)～(19)の合計 (B)	101	101	153 (107)	94	622	195
1団体当たりの広域連携事務の数(平均) (B/A)	1.6	1.9	3.6 (2.5)	3.8	8.1	5.7

# 公共施設の老朽化状況と更新費用

「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」(平成24年3月総務省自治財政局財務調査課)より、111市町村のデータを分析した結果は以下の通り。

- 三大都市圏内の公共施設は、三大都市圏外の公共施設に比べて、相対的に老朽化が進んでいる。また、耐震化が実施されていない施設の割合が大きい。
- 公共施設の更新に関し、三大都市圏内の市町村にはより大きな財政負担が生じる見込み。現在、新規投資に充てている予算を更新に充当してもなお、大きな不足額が生じる。

	人口	標準財政規模 A	公共施設の状況 (延床面積の割合)		将来の1年あたりの更新費用 B	現在の更新・投資額 C		不足額 D (C-B)	対標財規模 (D/A)
			築30年以上	耐震化未実施		更新費用	新規投資費用 (用地取得費含む)		
三大都市圏内の 31団体の平均	331,608人	708億円	45.8%	46.3%	92.0億円	27.1億円	25.6億円	△39.3億円	△5.6%
三大都市圏外の 80団体の平均	96,702人	234億円	41.5%	25.5%	38.5億円	11.8億円	18.1億円	△8.6億円	△3.7%

※ 三大都市圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府とする。

公共施設は、平成21年度までに建設・整備された学校教育施設、文化施設、庁舎等の普通会計に係る建築物で、延床面積が50㎡以上のもの。

※ 人口(住民基本台帳人口)、標準財政規模、公共施設の状況は平成21年度時点。将来の更新費用は、平成21年度時点の施設が耐用年数経過後にすべて同規模で更新されると想定し、平成22年度から40年度分の更新費用を試算。現在の更新・投資額は平成21年度から最長過去5箇年度分の平均。

# 大都市部の高齢者人口の推移

○ 大都市部の都府県における高齢者人口は、その他の地域に比べて急速に増加することが予想される。

単位：千人

		国勢調査人口			将来推計人口	
		H7	H17	H22	H27	H47
全国		18,261(14.5%)	25,761(20.2%)	29,246(23.0%)	33,781(26.9%)	37,249(33.7%)
	指数	100.0	141.1	160.2	185.0	204.0
大都市部		5,639(11.7%)	8,935(17.7%)	10,702(20.6%)	12,823(25.1%)	15,142(32.0%)
	指数	100.0	158.4	189.8	227.4	268.5
その他の地域		12,622(16.3%)	16,826(21.8%)	18,544(24.3%)	20,959(28.2%)	22,107(34.9%)
	指数	100.0	133.3	146.9	166.1	175.2

※ 国勢調査人口は、各年10月1日現在。

※ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」による。

※ ( )内の数値は、高齢化率。

※ 大都市部は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府とする。



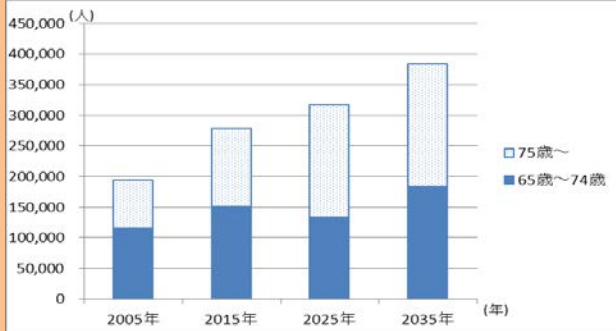
# 大都市部の高齢者人口の急増

○ 特に、75歳以上人口において、大都市部の高齢者人口の伸びが顕著である。

大都市部

## 【神奈川県川崎市】(政令指定都市)

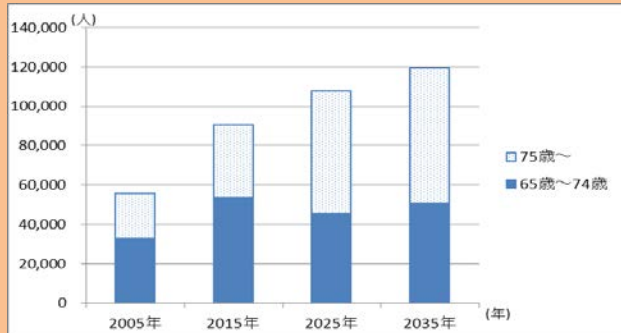
1960年頃から市北西部が首都圏住民の良好な住宅地として人気を博すようになり人口が急増。



<2005年と2035年の高齢者人口伸び率比較>  
 ・65歳以上: **2.0倍** ・75歳以上: **2.5倍**

## 【愛知県豊田市】(中核市)

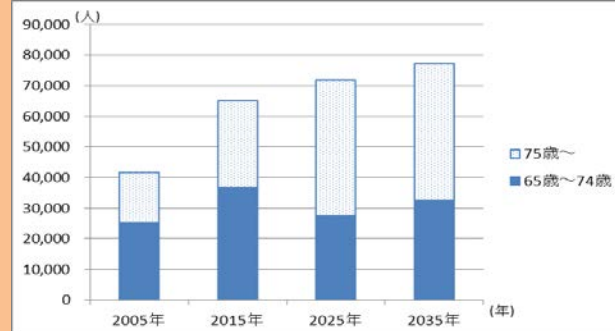
自動車産業を中心とした製造業の発達に伴い人口増加。



<2005年と2035年の高齢者数伸び率比較>  
 ・65歳以上: **2.1倍** ・75歳以上: **3.0倍**

## 【大阪府茨木市】(特例市)

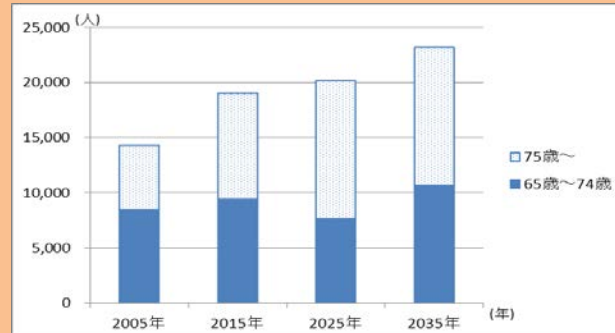
大都市である大阪市及び京都市の中間にあり、大阪府のベッドタウンとしての性格を持つ。



<2005年と2035年の高齢者人口伸び率比較>  
 ・65歳以上: **1.9倍** ・75歳以上: **2.7倍**

## 【東京都狛江市】

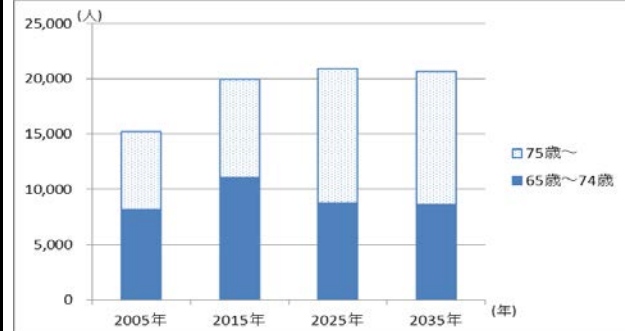
高度成長期の1960～1970年代に人口が急激に増加。



<2005年と2035年の高齢者数伸び率比較>  
 ・65歳以上: **1.6倍** ・75歳以上: **2.1倍**

## 【群馬県館林市】

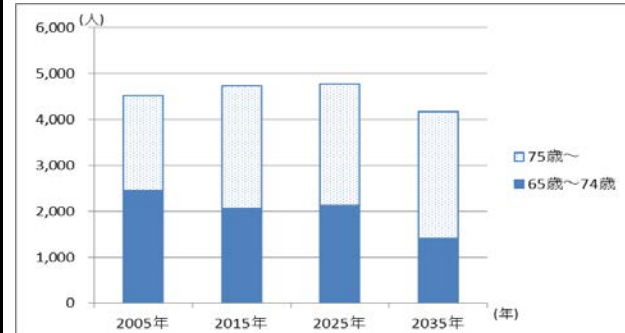
東京都狛江市と同程度の人口規模。



<2005年と2035年の高齢者数伸び率比較>  
 ・65歳以上: **1.4倍** ・75歳以上: **1.7倍**

## 【鹿児島県大崎町】

過疎地域自立促進特別措置法の「過疎地域」に該当。



<2005年と2035年の高齢者数伸び率比較>  
 ・65歳以上: **0.9倍** ・75歳以上: **1.3倍**

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」より作成。